

工賃向上実現事業補助金効果検証等業務委託仕様書

1 業務の名称

工賃向上実現事業補助金効果検証等業務

2 業務目的

就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という）を利用する障がい者が、地域で自立した生活を送るための工賃の向上を目的とし、これまで様々な取組を行っているところである。

また令和6年度においては、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、事業所の生産活動に使用する生産設備等の導入を促進することで、事業所の生産量増加、生産効率向上等の支援を行ったところである。

そこで、当該補助金の効果を検証するとともに、事例集を作成し事業所へ共有することで、県内全体の工賃の底上げを図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託料額の上限

6,561,060円（消費税及び地方消費税額10%を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 業務の内容

以下の業務を実施するものとする。

なお、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金については、県HP（<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogai/fukushi/kurashi/shogai/sha/20240813093039.html>）を参照すること。

(1) 効果検証のための調査票作成

- 効果検証のために必要な調査票を作成すること。調査票の内容については、契約後、本県担当者と協議のうえ調整すること。

(2) 効果検証の実施

- (1)で作成した調査票により、県内全ての事業所（補助金未活用の事業所を含む）に対し、事業所の概要及び生産活動内容、工賃向上に向けた取組、補助金の活用事例等を調査し集計するとともに、補助金の効果検証を行うこと。
- 調査の結果、補助金を効果的に活用していると思われる事業所に対しては、実際に事業所を訪問しヒアリングを行い、その取組内容等について追加調査を実施すること。追加調査の対象事業所数については、下表のとおりとする。

宮崎東諸県	10事業所	日南串間	5事業所
都城北諸県	5事業所	西諸県	5事業所
西都児湯	5事業所	日向入郷	5事業所
宮崎県北部	5事業所	計	40事業所

※ 圏域により補助金を活用した事業所数に偏りがある場合は、県と協議のうえ、圏域ごとの追加調査事業所数を調整すること。

- 追加調査の対象事業所については、県と協議のうえ決定すること。
- 事業所へ訪問する場合の日程調整については、受託者が行うこと。
- 追加調査状況（訪問実施日等）について、月に1回以上の頻度で県に報告すること。

(3) 効果検証結果資料の作成

- (2)で調査した内容により、事業所の概要や生産活動内容、工賃向上に向けた取組、補助金の活用事例等を事業所ごとに整理した事例集を作成すること。

- (4) 各事業所における工賃基礎資料の作成
- ・各事業所における過去5年分の工賃実績等のデータを整理し、各生産活動内容の収支や工賃額等の基礎データを作成すること。
 - ・各事業所のデータについては県から提供する。

6 成果品

次のものを県に提出すること。

- (1) 5(1)で作成した調査票
- ・紙媒体で1部提出するとともに、電子データで提出すること。
- (2) 5(2)で作成した調査内容の集計表
- ・紙媒体で1部提出するとともに、エクセルもしくはCSV形式で提出すること。
- (3) 5(2)で追加調査を実施した事業所の一覧表及び訪問記録報告書
- ・紙媒体で1部提出するとともに、電子データで提出すること。
 - ・訪問記録報告書については、事業所ごとに作成すること。
- (4) 5(3)で作成した事例集
- ・紙媒体で1部提出するとともに、電子データで提出すること。
 - ※紙媒体については製本を行う必要はない。
 - ※電子データについては、委託者が成果品の内容を編集、加工もしくは複製できる形式で納品すること。
- (5) 5(4)で作成した基礎資料
- ・紙媒体で1部提出するとともに、エクセルもしくはCSV形式で提出すること。

7 納品期限

- (1) 納品期限 令和7年3月31日(月)
- (2) 納品場所 宮崎県福祉保健部障がい福祉課(宮崎市橘通東2丁目10-1)

8 その他

- (1) 受託者は、委託業務の履行にあたって、委託者と十分に協議を行うこと。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又は契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。